

審査結果概要書

平成 23 年 11 月 17 日

審査機関名 シー・アイ・ジャパン株式会社

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	株式会社アルファ本社ビル空調・照明設備の更新事業
排出削減事業者名	株式会社 アルファ
排出削減共同実施事業者名	前田建設工業 株式会社
その他関連事業者名	
事業実施場所	株式会社アルファ本社ビル (神奈川県横浜市金沢区福浦 1-6-8)
事業の概要	本事業は、既設の空冷式ビル用マルチ型空調設備をより効率の高い空冷式ビル用マルチ型空調設備に更新すること、及び、既設の標準型蛍光灯や白熱電灯を高効率のインバーター式蛍光灯や LED 照明に更新することによって電力消費量を削減し、温室効果ガス排出量を削減するものである。
排出削減量の計画	<p>< 限界電源炭素排出係数使用 > 【限界電源炭素排出係数使用の場合】 2011 年度：45 tCO₂/年 2012 年度：80 tCO₂/年 (事業実施期間合計 125 tCO₂)</p> <p>【全電源炭素排出係数の場合(参考値)】 2011 年度：26 tCO₂/年 2012 年度：52 tCO₂/年 (事業実施機関合計 78 tCO₂)</p>
国内クレジット 認証期間	事業開始日 2011 年 10 月 1 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日

排出削減方法論	方法論番号 004 空調設備の更新
	006 照明設備の更新

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	事業計画が日本国内で実施されていることを、2011年11月2日に事業サイトを訪問して確認した。 排出削減事業実施場所：株式会社アルファ本社ビル (神奈川県横浜市金沢区福浦1-6-8)
追加性を有すること	<p>1) 法的義務がないこと 本事業は、法的義務等の順守のために計画されたものではなく、CO2排出量の削減を目的として実施されたことを、削減事業実施者への質問等により確認した。</p> <p>2) 整備が継続利用可能であること 本事業を実施せず、設備更新を行わない場合、既存設備(空冷式ビル用マルチ型空調設備、標準型蛍光灯、白熱電灯)を継続して利用することが可能であったことを質問、関連資料の閲覧、及び事業サイト訪問時での既存設備の導入実施時期の確認により確認している。</p> <p>3) 投資回収年数 排出削減事業の投資回収年数については、入手した根拠資料、質問および検算により全体で19.1年であることを確認している。投資回収年数計算の根拠データについては、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。また、投資回収年数については設備投資額から補助金を差し引いた純投資額をもとに算出していることを確認している。</p> <p>4) 追加性判断における定性要因 当該事業者は、「地球に優しいアルファづくり」としてアルファ環境憲章を制定し、2000年のISO14001認証取得から、今日に至るまで、環境配慮の実績が、「環境報告書2011」で報告している。こうした取組の一環として、国内クレジット制度を活用し、CO2削減活動を積極的に展開している。本社社屋の空調機、照明機器の更新に当たり、「平成22年度建築物省エネ改修緊急支援事業補助金」を申請し、空調設備・照明設備・外断熱防水シート・二重窓などの改修事業を申請し承認を受けた。空調設備・照明設備の高効率設</p>

	<p>備に更新し、排出削減事業として活用されるとして、削減結果としてのクレジットは、投資した設備の回収に充当する予定である。以上の通り、本事業は国内クレジット制度への参加を意図して実施されたものであり、追加性があると判断できる。</p>
<p>自主行動計画に参加していない者により行われること</p>	<p>自主行動計画への参加の有無について、訪問時の事業者への質問、その他関係者への質問により自主行動計画に参加している事業者でない事を確認した。</p>
<p>排出削減方法論に基づいて実施されること</p>	<p>1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論 004,006 に基づき排出削減量を計算しており、該当する適用条件を満たしていることを確認した。</p> <p>(方法論 004)</p> <p>適用条件 1 については、既設の設備より高効率の空調設備に更新していることを現地確認及び関係者への質問により確認している。</p> <p>適用条件 2 については、本事業により既存設備は特に故障しているものは無く、空調設備を更新しなかった場合、既存設備を継続的に利用できることを関連資料及び関係者への質問により確認している。</p> <p>適用条件 3 については、活動量を用いないためその把握可否は不問であることを確認している。</p> <p>(方法論 006)</p> <p>適用条件 1 については、既存の設備よりも省電力の照明設備に更新していることを現地確認及び関係者への質問により確認している。</p> <p>適用条件 2 については、本事業により既存設備は特に故障しているものは無く、照明設備を更新しなかった場合、既存設備を継続的に利用できることを関連資料及び関係者への質問により確認している。</p> <p>適用条件 3 については削減事業実施前及び実施後の活動量（照明設備稼働時間）が把握できることを確認している。</p> <p>2) その他、バウンダリーの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認している。</p> <p>3) ベースライン排出量の算定に係る既存設備の最大利用期間についていずれの設備も法定耐用年数の 2 倍を超えていないことを確認している。</p>

4 . 特記事項

・冷媒の種類は R22 であることを確認するとともに、フロンが適切に回収されていることについては、回収フロン破壊処理証明書によって確認している。